

65歳以上のみなさんへ

介護保険料を お知らせします



令和5年度の年間保険料額

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、前年中の所得や本人及び世帯の市民税の課税状況に応じて、下表のとおり設定しています。

所得段階	対象となる方		保険料		
			割合	年額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計が年間80万円以下の方 		基準額 × 0.30	25,305円	
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の 合計額が年間80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.45	37,958円
第3段階			上記（第1段階、第2段階）以外の方	基準額 × 0.70	59,045円
第4段階	本人が市民税課税	同じ世帯に 市民税課税者 がいる	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の 合計額が年間80万円以下の方	基準額 × 0.87	73,384円
第5段階 (基準額)				上記（第4段階）以外の方	基準額
第6段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が年間120万円未満の方		基準額 × 1.15	97,002円
第7段階		本人の「合計所得金額」が年間120万円以上210万円未満の方		基準額 × 1.30	109,654円
第8段階		本人の「合計所得金額」が年間210万円以上320万円未満の方		基準額 × 1.50	126,524円
第9段階		本人の「合計所得金額」が年間320万円以上400万円未満の方		基準額 × 1.70	143,394円
第10段階		本人の「合計所得金額」が年間400万円以上500万円未満の方		基準額 × 2.10	177,133円
第11段階		本人の「合計所得金額」が年間500万円以上600万円未満の方		基準額 × 2.30	194,003円
第12段階		本人の「合計所得金額」が年間600万円以上700万円未満の方		基準額 × 2.40	202,438円
第13段階		本人の「合計所得金額」が年間700万円以上800万円未満の方		基準額 × 2.50	210,873円
第14段階		本人の「合計所得金額」が年間800万円以上900万円未満の方		基準額 × 2.60	219,308円
第15段階		本人の「合計所得金額」が年間900万円以上1000万円未満の方		基準額 × 2.70	227,743円
第16段階		本人の「合計所得金額」が年間1000万円以上1200万円未満の方		基準額 × 2.80	236,178円
第17段階		本人の「合計所得金額」が年間1200万円以上1500万円未満の方		基準額 × 2.90	244,613円
第18段階		本人の「合計所得金額」が年間1500万円以上の方		基準額 × 3.00	253,047円

※世帯……………原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。

※公的年金等収入額……………税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

※合計所得金額……………合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額）で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。

また、「合計所得金額」は所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額等」とは異なり、土地・建物や株式の譲渡所得の場合は純損失・雑損失等の繰越控除適用前の金額をいいます。
 なお、保険料の算出に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。さらに、第1段階から第5段階までの方は、年金収入に係る所得を控除した額となります。
 平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金控除について見直しが行われましたが、介護保険料率の算定に影響や不利益が生じないように、所得指標の見直しを行いました。

年間保険料額が決定しました。

●保険料の納め方は、2種類に分かれています。

どちらの納め方であっても、年間保険料額は変わりません。

65歳以上の方

特別徴収

○年金から天引きされます

老齢（退職）、遺族、障害年金が
年額18万円以上の方

老齢福祉年金・恩給などは、特別徴収の
対象となりません。

普通徴収

○納付書や口座振替で納めます

- 年金を受給していない方
- 受給されている年金が
年額18万円未満の方

○年金が年額18万円以上でも

- 65歳になられた場合
- 年度途中で保険料所得段階の変更があった場合
- 他の市区町村から転入された場合

特別徴収に切り替わる
際には、あらためて
ご案内を送付しますので
それまでは納付書または
口座振替で納めてください。

お送りした通知書は、下記の **A～D** の4種類のいずれかになります。
通知書によって納付方法が異なりますので、ご確認ください。

現在 特別徴収で納めていただいている方

引き続き、特別徴収で納めていただきます。

4月、6月に納めていただいた仮徴収額を差し引いた残りの差引保険料額を、8月、10月、12月、2月に支払われる年金から天引きさせていただきます。

4～6月 普通徴収で納めていただいた方

8月分より普通徴収から特別徴収に変わります。

4～6月と8月の仮徴収額を決定保険料から差し引いた残りの差引保険料額を、10月、12月、2月に支払われる年金から天引きさせていただきます。

10月分より普通徴収から特別徴収に変わります。

4～6月の3ヶ月分の保険料については仮徴収として納めていただきました。残りの差引保険料額のうち、7～9月分は納付書により納めていただき、10月分からは年金から天引きさせていただきます。

A 通知書のタイトル
「納入通知書
（介護保険料額決定通知書）」

納付書はついていません

B 通知書のタイトル
「介護保険料 決定通知書兼
特別徴収決定通知書」

7～9月分の3枚の納付書つき

ただし、現在口座振替をされている方には7～9月分の納付書はお送りしていません。7～9月分までは口座から引き落とし、10月分より年金からの天引きとなります。（口座からの引き落とし停止手続きは不要です。）

C 通知書のタイトル
「介護保険料 決定通知書」

7～3月分の9枚の納付書つき

便利で安心な口座振替をおすすめします

引き続き、普通徴収で納めていただきます。

4～6月の3ヶ月分の保険料については仮徴収として納めていただきました。残りの差引保険料額を7月から翌年の3月まで納付書により納めていただきます。

* アスタリスクのついた納期は納める必要はありません。

これまで特別徴収していた場合でも、年金保険者からの通知により特別徴収ができなかった方については、普通徴収で納めていただくこととなります。

D 通知書のタイトル
「納入通知書
（介護保険料額決定通知書）」

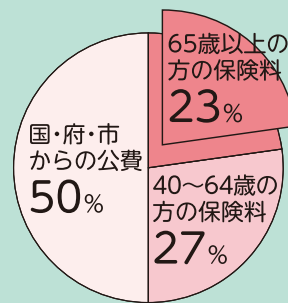
納付書はついていません

すでに口座振替を利用されている場合と、東大阪市内で生活保護を受給されている場合は納付書で納めていただく必要はありません。

●介護保険の財源（利用者負担分は除く）

介護保険の財源は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費で、それぞれ半分ずつ負担しています。

保険料は、みなさんが安心してサービスを利用するための大切な財源となりますので、納付をお願いいたします。



通知書のみかた 賦課の根拠

（例）世帯内に市民税課税の方がおり、本人が非課税の場合は、下記のような表記になります。

世帯	本人	基準判定所得	所得段階
課税	非課税		第5段階

- 世帯は賦課期日（4月1日）現在の住民票の世帯構成員の市民税課税・非課税の別で判定します。4月2日以降に転入された方は転入日を賦課期日、4月2日以降に65歳を迎えられた方は誕生日の前日を賦課期日とします。
- 世帯欄及び本人欄は、未申告等の場合は、空白になります。
- 基準判定所得は、令和4年中の合計所得金額が表示されます。ただし、第5段階（基準額）以下の方は表示されません。

●特別徴収の方（左記㉠㉡）

特別徴収の方については、決定保険料額から4月期、6月期の保険料を差し引いた残りの保険料を、10月以降に納めていただく保険料額が、1回あたり同じくらいの金額になるように8月期で調整しています。

また、令和6年度前半（4月期、6月期）の保険料は、令和6年2月期と同額を仮徴収額として引き続き特別徴収いたします。「令和6年度仮徴収額決定通知書」は改めて送付いたしませんので、ご了承ください。

●本年4月以降に転入、または満65歳を迎えられた方

同封の決定通知書が初めて届くお知らせとなります。資格を取得された月からの保険料額を、7月から翌年3月までの9回で納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、令和6年4月より特別徴収に切り替わる予定です。

（口座振替されている方で、年金からの天引きに切り替わった場合、口座からの引き落とし停止手続きは不要です。）

転入された方については所得照会により所得が確定するまでは暫定の段階で決定しています。

●前年度と比較して所得段階が下がった方

前年度と比較して所得段階が下がった方につきましては、仮徴収期間（4月から6月）に納めていただいた保険料で年間保険料額に達することがあります。この場合、7月以降納付の必要はありませんが、特別徴収の方については、年金機構への天引き中止の依頼が間に合わず、引き続き8月の年金支給時に保険料を徴収してしまう場合があります。この場合、後日還付・充当等により精算させていただきますので、ご了承ください。

介護保険 Q&A



介護サービスを利用していませんが、
保険料を納めるのですか？

Q1?

介護保険は老後の安心をみんなで支え合う制度です。サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上の皆さんに納めていただきます。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力ください。

保険料を滞納している
とどうなるの？

Q2?

特別な理由もなく保険料を滞納すると、延滞金が発生し、さらに滞納処分（差押等）を行う場合があります。また、その期間に応じて次のような措置がとられる場合があります。災害や失業等、やむを得ない理由で保険料を納めることが困難な場合は、お早めにご相談ください。

- **1年以上滞納すると** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
- **1年6か月以上滞納すると** サービス費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
- **2年以上滞納すると** サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。※利用者負担が3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

● 介護保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。

低収入者減免

第1号被保険者の方で、保険料を支払うことが著しく困難な方に対して、保険料の減免を行う制度があります。

次の項目にすべてあてはまる場合は、申請により保険料を減額します。

- 1.生活保護を受けていないこと。
- 2.別世帯の方の税の扶養親族になっていないこと。
- 3.別世帯の方の健康保険の扶養になっていないこと。
- 4.自宅を所有している場合、土地が200㎡を超えないこと。
- 5.自宅以外に不動産を所有していないこと。
- 6.世帯全員の預貯金などの総額が350万円を超えないこと。
- 7.世帯全員の令和5年中の収入見込額が、年金、仕送りなどすべてを含めて以下の額を超えないこと。
単身世帯 1,500,000円／(※)1,600,000円
2人世帯 2,000,000円
以下、1人増えるごとに、500,000円加算

★令和5年中に支払った入院中の医療費は、世帯の収入金額から控除されます。(領収書等のコピーをつけてください。)

★減免後の保険料額は通常、基準額の1/2に相当する額(42,174円)となります。(※)の場合、基準額の1/1に相当する額(84,349円)となります。

★特別徴収(年金から天引き)の方で、減免が承認される場合は、3月以降に通知を送付します。

申請は介護保険料課または東・中・西福祉事務所の高齢・障害福祉係で受け付けています。

お問い合わせ、
減免や納付
の相談は

東大阪市役所 福祉部 高齢介護室 介護保険料課

住所 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3188 (直通電話)

FAX 06-4309-3814